平成２３年（フ）第７３号
群馬県館林市成島町1421番地の１
破産者　渋澤　五郎
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第９５５４号
東京都豊島区南長崎２丁目24番５号
破産者　株式会社富士越エムアンドピー
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０２５号
東京都台東区浅草橋４丁目４－１
破産者　渡邊　屯彌
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１４１号
東京都港区南青山１丁目２番６号
破産者　株式会社グローバルアソシエイツ
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１号
富山市安養寺380番地
破産者　株式会社中央観光社
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
島根県浜田市熱田町471番地11
破産者　橋野　隆志
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第６４号
島根県邑智郡美郷町長藤172番地１
破産者　金森　　修
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第９０号
岡山県真庭市湯原温泉431番地１
破産者　岡山レジャー開発株式会社
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３４号
徳島市丈六町丈領63番地60
破産者　株式会社ＣＬＣ
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３７２号
横浜市中区相生町６丁目113番地
破産者　株式会社アジャクスライフサポート
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２４号
北九州市八幡東区春の町４丁目５番15号
破産者　株式会社西日本産業
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第８０５号
宮崎市大字赤江字飛江田878番地１
破産者　有限会社有明ガス
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２２号
被相続人の最後の住所鹿児島市川上町2750番地196
破産者　被相続人亡迫田久博の相続財産
１　決定年月日　平成25年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８１号
北海道小樽市新光４丁目21番７号、前住所北海道小樽市新光３丁目４番13号
破産者　高橋　昌子（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５９５号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯３丁目８番６号
破産者　米丸　　潤
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
北海道石狩市花川北６条５丁目181番地メープルいしかり202号、開始決定時の住所北海道石狩市花川南５条４丁目60番地
破産者　吉田　　昇
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５３号
北海道千歳市本町４丁目４番地の30
破産者　千田　純一
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７号
埼玉県坂戸市伊豆の山町18－４、破産手続開始決定時の住所福島県南相馬市原町区上町１丁目58番地
破産者　寺島　岩男
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１２３６号
埼玉県桶川市鴨川１丁目10番45号、前住所埼玉県川越市連雀町27番地４　ルネサンスシティ川越611号室
破産者　駒津　　明
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係